

令和6年度

和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金

申請の手引き



令和6年7月

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課

補助金の申請をされる皆さまへ

補助金の適正な執行のため、「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱」や本手引きをよく確認し、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1 補助制度の概要

和歌山県では、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により本県における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等を設置する方に対し、補助金を交付します。

なお、本補助金は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用して実施します。

2 補助対象設備等

【共通要件】

- ・県が実施する説明会を受講した事業者が設置するものであること。
- ・本県の区域内（脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業に採択されている県内団体*の区域内を除く。）に設置されるものであること。*和歌山市、那智勝浦町
- ・商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。
- ・リース設備又は第三者が所有するものでないこと。

【事業者】

①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に太陽光発電設備を設置する方で、当該事業所（新築等を除く。）のCO2排出量を算定している方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none">・本事業で導入する蓄電池と同時に設置するものであること。 <u>※太陽光発電設備のみの申請はできません。</u>・FIT・FIP制度の認定を取得しないこと。・自己託送を行わないこと。・本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。・その他国実施要領別紙2の2.ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

補助金額	5万円/kW（上限額 250万円）
------	-------------------

②蓄電池

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に蓄電池を設置する方で、当該事業所（新築等を除く。）のCO2排出量を算定している方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入される太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・<u>※蓄電池のみの申請はできません。</u> ・補助金額の※に定める価格以下の蓄電池システムであること。 ・据置型（定置型）のものであること。 ・その他国実施要領別紙2の2.ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。
補助金額	<p>蓄電池の価格（円/kWh）×1/3（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は320万円のうち、いずれか少ない額</p> <p>※家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p> <p>業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：16.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p>

【蓄電池の補助金額の算定方法】

例1. 家庭用、蓄電容量10kWh、130万円（工事費込み・税抜き）

$$130 \text{万円} \div 10 \text{kWh} = 13 \text{万円/kWh}$$

→14.1万円/kWh 以下のため補助対象となる。

$$13 \text{万円/kWh} \times 1/3 \times 10 \text{kWh} = 43.33 \dots \text{万円}$$

→千円未満の端数を切り捨てた43万3千円が補助金額となる。

例2. 業務用、蓄電容量50kWh、850万円（工事費込み・税抜き）

$$850 \text{万円} \div 50 \text{kWh} = 17 \text{万円/kWh}$$

→16.0万円/kWh を上回るため補助対象外となる。

※「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

※太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

③高効率空調機器

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に高効率空調機器を設置する方で、当該事業所（新築等を除く。）のCO2 排出量を算定している方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること。 ・ 既存設備に替えて導入するものであること。
補助金額	高効率空調機器の価格×1 / 2（上限 600 万円）

④高効率照明機器

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に高効率照明機器を設置する方で、当該事業所（新築等を除く。）のCO2 排出量を算定している方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調光制御機能を有する LED であること。 ・ 既存設備に替えて導入するものであること。 <p>※調光制御機能とは、下記①～③のいずれかの機能を指し、リモコン等により手動で調光するものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ③在不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）
補助金額	高効率照明機器の価格×1 / 2（上限 300 万円）

⑤高効率給湯機器

補助対象者	自ら事業を行う県内の事業所に高効率給湯機器を設置する方で、当該事業所（新築等を除く。）のCO2 排出量を算定している方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること。 ・ 既存設備に替えて導入するものであること。
補助金額	高効率給湯機器の価格×1 / 2（上限 250 万円）

【個人】

①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者	自ら所有し居住する県内の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入する蓄電池と同時に設置するものであること。 <u>※太陽光発電設備のみの申請はできません。</u> ・FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと。 ・本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 ・10kW 未満のものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
補助金額	7万円/kW

②蓄電池

補助対象者	自ら所有し居住する県内の一戸建て住宅に蓄電池を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入される太陽光発電設備の付帯設備であること。 <u>※蓄電池のみの申請はできません。</u> ・補助金額の※に定める価格以下の蓄電池システムであること。 ・4,800Ah・セル相当の kWh 未満のものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。
補助金額	蓄電池の価格（円/kWh）× 1 / 3 ※家庭用（4,800Ah・セル相当の kWh 未満）：14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き）

【蓄電池の補助金額の算定方法】

例. 家庭用、蓄電容量 10kWh、130 万円(工事費込み・税抜き)

$$130 \text{ 万円} \div 10 \text{ kWh} = 13 \text{ 万円/kWh}$$

→14.1 万円/kWh 以下のため補助対象となる。

$$130 \text{ 万円} \div 10 \text{ kWh} \times 1/3 \times 10 \text{ kWh} = 43.33 \dots \text{ 万円}$$

→千円未満の端数を切り捨てた 43 万 3 千円が補助金額となる。

※「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

※太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

③コージェネレーションシステム（エネファーム）

補助対象者	自ら所有し居住する県内の一戸建て住宅にコージェネレーションシステム（エネファーム）を設置する方
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none">一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度において登録されているものであること。その他国実施要領別紙 2 の 2. エ（又）に定める交付要件を満たすこと。
補助金額	コージェネレーションシステム（エネファーム）の価格×1/2 (上限 30 万円)

3 補助対象経費

補助対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号）別表第 1 に定める経費です。

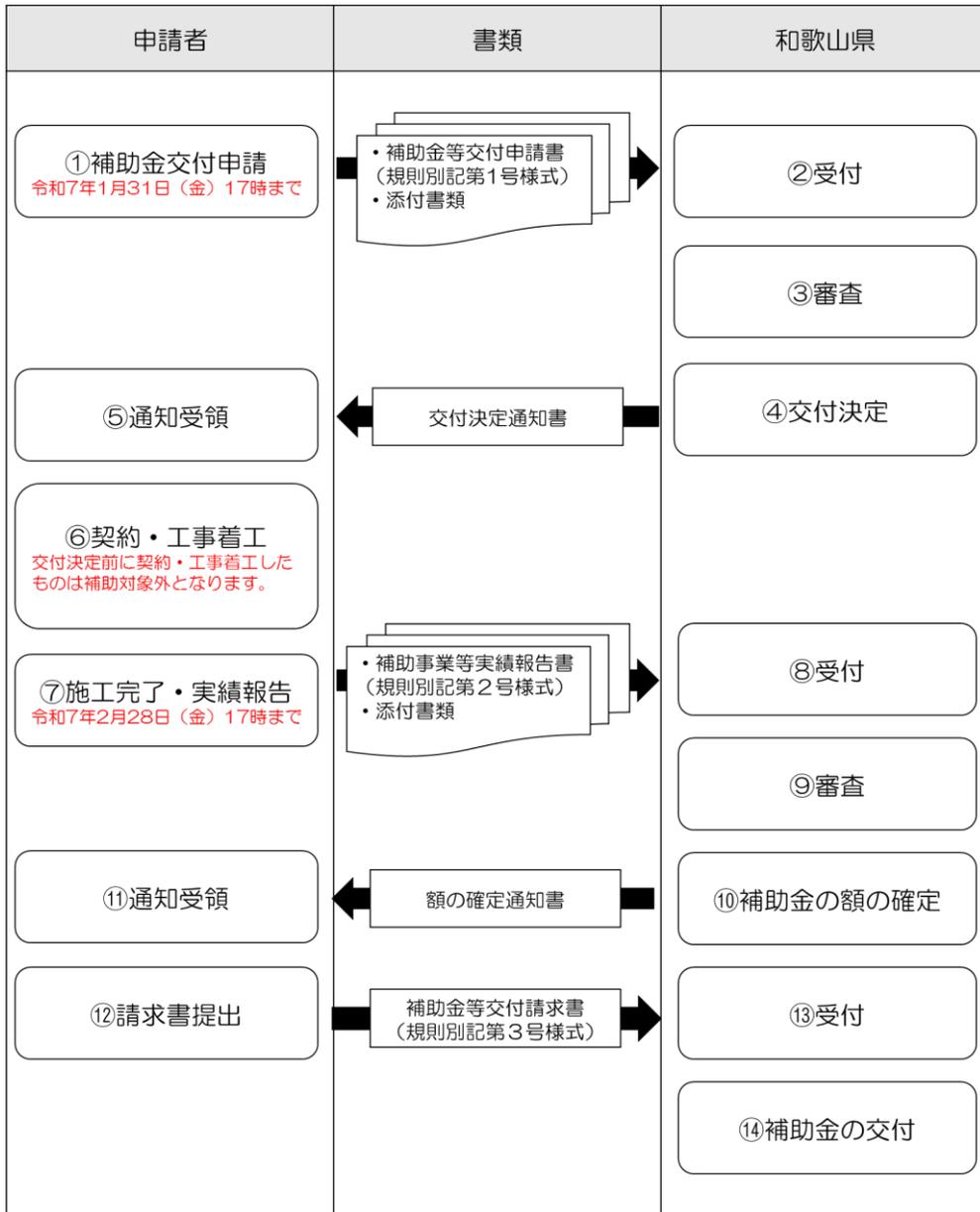
なお、一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や既存設備の撤去・処分費、消費税額及び地方消費税額は補助対象外経費となります。

4 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。

※事業着手（契約・工事着工）は必ず、県からの交付決定日以降にしてください。県からの交付決定前に事業着手（契約・工事着工）したものは補助対象外となります。

※令和 7 年 2 月 28 日（金）17 時までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。



5 交付申請について

(1) 受付期間

令和6年8月1日（木）10時から令和7年1月31日（金）17時まで（先着順）

※予算がなくなり次第、終了とします。

※申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（申請書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課 脱炭素推進班（県庁本館4階）

(4) 提出書類

【事業者】

	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池	高効率空調機器	高効率照明機器	高効率給湯機器	備考
交付申請書（規則別記第1号様式）	○	○	○	○	○	
事業計画書（別記第1号様式）	○	○	○	○	○	
収支予算書（別記第2号様式）	○	○	○	○	○	
役員名簿	△	△	△	△	△	法人の場合のみ提出。 役職・氏名（フリガナ）・生年月日の記載があるもの。
法人の登記事項証明書	△	△	△	△	△	法人の場合のみ提出。 原本（発行日から3か月以内のもの）。
直近の確定申告書等の写し又は個人事業の開業届出書の写し	△	△	△	△	△	個人事業主の場合のみ提出。 確定申告書の写しを提出する場合は、確定申告書及び青色申告書決算書（白色申告者については収支内訳書）を提出。
補助対象設備を設置する土地及び建物の登記事項証明書	○	○	○	○	○	原本（発行日から3か月以内のもの）。 高効率機器については、建

						物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出。
補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）	○	○	○	○	○	可能な限り複数の事業者から見積もりを取り、比較を行うこと。
補助対象設備の設置場所及び付近の見取図	○	○	○	○	○	
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	○	○	○	○	○	高効率照明機器については、調光制御機能を有することが確認できること。
既存設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	—	—	○	—	○	
既存設備の設置状況及び型番が確認できるカラー写真	—	—	○	○	○	設備の全景及び型番の表示ラベル等を写したもの。（高効率照明機器については、型番の写真は不要。）
既存設備に対して30%以上省CO2効果が得られることが確認できる書類	—	—	○	—	○	参考様式等の任意様式により提出。（算定に使用した数値が分かる根拠書類を添付すること。）
同意書（別記第3号様式）	△	△	△	△	△	事業所の所有者でない場合又は共有者がいる場合のみ提出。
債権・債務者登録申出書	△	△	△	△	△	県に口座登録がない場合のみ提出。
口座情報等が確認できる資料	△	△	△	△	△	県に口座登録がない場合のみ提出。 通帳やキャッシュ

						シユカードの 写し等。
--	--	--	--	--	--	----------------

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 ー：提出不要

【個人】

	太陽光発電設備(自家消費型)	蓄電池	コージェネレーションシステム(エネファーム)	備考
交付申請書(規則別記第1号様式)	○	○	○	
事業計画書(別記第1号様式)	○	○	○	
収支予算書(別記第2号様式)	○	○	○	
補助対象設備を設置する土地及び建物の登記事項証明書	○	○	○	原本(発行日から3か月以内のもの)。新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅を所有していない場合は、実績報告時に提出。
住民票の写し	○	○	○	原本(発行日から3か月以内のもの)で、マイナンバーの記載がないもの。新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅に居住していない場合は、実績報告時に提出。
補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)	○	○	○	可能な限り複数の事業者から見積をとり、比較を行うこと。
補助対象設備の設置場所及び付近の見取図	○	○	○	
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの)	○	○	○	
同意書(別記第3号様式)	△	△	△	住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合のみ提出。
債権・債務者登録申出書	△	△	△	県に口座登録がない場合のみ提出。
口座情報等が確認できる資料	△	△	△	県に口座登録がない場合のみ提出。 通帳やキャッシュカードの写し等。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 ー：提出不要

(5) 留意事項

①所有について

事業所若しくは住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、同意書（別記第3号様式）の提出が必要です。

なお、住宅に補助対象設備を設置する場合は、同意書がある場合を除き、実績報告時において当該住宅を所有していることが必要です。

②居住について

居住の要件は、住民票の写しにおける住所で確認します。実績報告時において補助対象設備を設置する住宅の住所と住民票の住所が一致する必要があります。

③写真について

実績報告時に施工前の事業所又は住宅の状況を記録したカラー写真を提出いただく必要があるため、必ず施工前に撮影しておいてください。また、補助対象設備の型番が分かるカラー写真の提出も必要となるため、施工後の撮影が難しい場合は事前に撮影しておいてください。

④CO₂ 排出量の算定について

事業者が補助金の交付を受ける場合、補助対象設備を導入する事業所（新築等を除く。）のCO₂ 排出量を算定する必要があります。算定結果確認書類については、実績報告時に提出を求めますので、必ず提出してください。

なお、算定結果確認書類の例としては、下記の書類などがあります。

【算定結果確認書類の例】

例1 事業所の省エネルギー診断（国により指定された機関が実施する診断）の結果書類

※申請日までの3年間に実施したもの、または、申請日から実績報告までに実施したものに限る。

例2 補助事業者が自ら下記ツール等を利用、または、外部委託により事業所のCO₂ 排出量を算定した書類

※年間CO₂ 排出量を算定した直近のもの。

経済産業省が紹介するツール

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/santei.pdf

① 日本商工会議所 CO₂ チェックシート

② 民間事業者のツール

⑤申請回数の上限について

1 補助事業者又は1 事業所若しくは1 住宅について、1 補助対象設備 1 回までを申請回数の上限とします。

例えば、事業者の場合、太陽光発電設備（蓄電池含む）、高効率照明機器、高効率空調機器、高効率給湯機器の4つの補助対象設備について、それぞれ1 回を上限とします。令和6年度に太陽光発電設備（蓄電池含む）と高効率照明機器の補助金の交付を受けた場合、令和7年度以降に申請できるのは、高効率空調機器と高効率給湯機器のみです。

6 補助事業の変更・中止について

補助事業の内容を変更しようとする場合や補助事業を中止する場合は、あらかじめ下記の手続きが必要です。

•補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。） •補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の20%以下の増減を除く。）しようとする場合	変更承認申請書（別記第4号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第2号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、提出してください。
•補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合	中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を県まで提出してください。
•補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合	速やかに報告してください。
•補助金の変更交付を申請しようとする場合	変更交付申請書（別記第6号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第2号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、県まで提出してください。

7 実績報告について

(1) 受付期間

令和6年8月1日（木）10時から令和7年2月28日（金）17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（申請書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課 脱炭素推進班（県庁本館4階）

(4) 提出書類

【事業者】

	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池	高効率空調機器	高効率照明機器	高効率給湯機器	備考
実績報告書（規則別記第2号様式）	○	○	○	○	○	
事業実績報告書（別記第7号様式）	○	○	○	○	○	
収支決算書（別記第8号様式）	○	○	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る契約書の写し	○	○	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）	○	○	○	○	○	
補助対象設備の保証書の写し	○	○	○	○	○	製造事業者が発行したもの。
補助対象設備の施工前・施工後の事業所の状況を記録したカラー写真	○	○	○	○	○	施工前は、事業所と設備設置予定箇所の全景を写したものを。施工後は、事業所と設備設置箇所の全景を写したものを。
設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真	○	○	○	○	○	設備の型番の表示ラベル等を写したものを。
電力系統への連系内容が確認できる書類の写し	○	—	—	—	—	

太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類	—	○	—	—	—	構造図・配線図・結線図等の写し。
CO2 排出量算定結果が確認できる書類	○	○	○	○	○	

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 —：提出不要

【個人】

	太陽光発電設備(自家消費型)	蓄電池	コージェネレーションシステム(エネファーム)	備考
実績報告書(規則別記第2号様式)	○	○	○	
事業実績報告書(別記第7号様式)	○	○	○	
収支決算書(別記第8号様式)	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る契約書の写し	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの)	○	○	○	
補助対象設備の保証書の写し	○	○	○	製造事業者が発行したものを。
補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真	○	○	○	施工前は、住宅と設備設置予定箇所の全景を写したものを。施工後は、住宅と設備設置箇所の全景を写したものを。
設置した補助対象設備の型番が分かるカラー写真	○	○	○	設備の型番の表示ラベル等を写したものを。
電力系統への連系内容が確認できる書類の写し	○	—	—	
太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類	—	○	—	構造図・配線図・結線図等の写し。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 —：提出不要

8 留意事項

(1) 財産管理について

補助事業者は、補助事業により取得した設備について、管理するための台帳を備え、補

助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(2) 太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量等の報告について

補助事業者は、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量、売電量の実績について記録し、知事から報告の求めがあった場合にはこれに応じなければなりません。発電量、自家消費量等の根拠となる資料の提出も求めますので、モニター画面等を撮影した写真やWEBサイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

太陽光発電設備により発電した電力の自家消費割合が50%(事業者)又は30%(個人)に満たない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

(3) 環境価値の取引の制限について

法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果(環境価値)についてJ-クレジット制度への登録を行わないでください。

(4) 財産の処分の制限について

補助事業者は、補助事業により取得した設備(取得価格が50万円以上のもの)について、処分の制限を受けます。やむを得ず減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく処分制限期間内に財産処分を行う場合は、財産処分承認申請書(別記第9号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければなりません。

(5) 書類の整備保管について

補助金に係る書類については、事業終了年度の翌年度から5年間(ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく処分制限期間を経過しない場合は、処分制限期間が経過するまでの間)保管する必要があります(データ保管が可能なものは、データで構いません。)

(6) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

上記に該当する場合は、事前に脱炭素政策課までご相談ください。

【問合わせ先】

〒640-8585

和歌山市小松原通 1-1

和歌山県 環境生活部 環境政策局 脱炭素政策課

TEL:073-441-2674

FAX:073-433-3590

Email: e0320003@pref.wakayama.lg.jp